



広報

こさがわ

2018年
6月



自然体験活動の様子「ハッチョウトンボみつけた！」

目次

- | | |
|--------|----------------------------|
| 2~3ページ | 災害に強い地域をめざして～自主防災組織結成のススメ～ |
| 4ページ | 町の取り組み・出来事 |
| 5ページ | Photo page ～運動会・体育祭～ |
| 6~7ページ | お知らせと情報 |
| 8ページ | 食推コーナー・廣西先生の健康寄席 |



災害に強い地域をめざして

～自主防災組織結成のススメ～

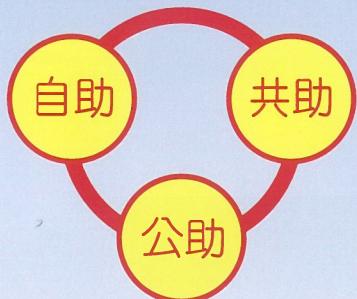
01

自主防災組織とは？

地域に住む皆さんがあたまに協力・連携し、地域の安全を守るために、地区等で自主的に結成される組織です。

防災対策の基本には「自助」、「共助」、「公助」の3つがあります。

災害発生時に国や県、町等の行政機関の対応（公助）だけでは限界があり、すぐに対策をとることが難しい場合もあります。そこで、自らの安全は自らが守る（自助）とともに、地域や近隣の人々が互いに協力し合い、防災活動に取り組むこと（共助）が必要です。自主防災組織は、この「自助」・「共助」の要となり、被害を最小限に抑えるために重要な役割を担います。



災害時の活動

- ・避難誘導・避難支援
- ・情報収集・伝達
- ・初期消火・応急手当 等

平常時の活動

- ・各種訓練
- ・資機材の整備
- ・防災研修・啓発 等



高池下部避難訓練の様子

02

どんな役割？

自主防災組織には、災害時・平常時の役割の2つがあります。

災害時の役割は、その状況に応じ地域によって最適な災害対策を迅速に行い、被害を抑える」と、二次災害を防止する活動があります。

平常時の役割は、災害による被害を想定した予防的活動を行います。平常時の活動が地域の自主防災力を高め、いざという時、災害時の活動を支える重要な土台となります。

平成30年5月末時点で町内の自主防災組織は高池上部、高池下部、池野山、宇津木、月野瀬、三尾川、小川椎平、高瀬、一雨の9組織です。各組織とも、資機材の整備や避難訓練など精力的に活動しています。

その中から、高池下部の活動について紹介します。5月13日に地震・津波を想定した避難訓練が行われ、あいにくの雨天にもかかわらず、91名の方が訓練に参加しました。

03

町内の自主防災組織

また、町内の自主防災組織の多くが資機材等の整備をしています。町では、自主防災組織の活動にあたり、補助金を設立し活動の支援を行なっています。（表

- 平成29年度において補助金を利用しました。
- 整備していただいたものを一部ご紹介します。

●平成29年度補助金利用例

- 自主防災組織支援事業**
- 可搬式消防ポンプ一式
 - 家具転倒防止金具
 - 避難訓練時飲み物
- 資機材整備事業**
- AED
 - やかん
 - 水中ポンプ
 - 炊飯器
 - 防災用ヘルメット
 - 一輪車
 - コードリール
 - バスタオル（真空パック）
 - ライフギヤケット
 - コーン



04

町内の自主防災組織

自主防災組織を結成する手順は次のとおりです。

- 組織の中心となる人物の決定
- 活動班（役割分担）の編成
- 規約の作成
- 防災計画の策定

町では、自主防災組織の結成を推進し、活動の支援を行っています。町からの補助金には、資機材整備事業や避難訓練実施など、自主防災組織の活動に活用できるものがあります。自主防災組織に関することは、役場総務課までお気軽にご相談ください。

いざという時に対応できる災害に強い地域づくりのため、この機会に地域の皆さんで自主防災組織について話し合ってみませんか。

【総務課 総務行政班】

(表1) 古座川町自主防災組織支援事業各種補助金一覧

事業名	資機材整備事業 (防災資機材の購入等)	備蓄資材管理事業 (資機材の修理等)	津波避難路整備事業 (避難路の新設及び改修に係る事業で、自主防災組織が避難路となる土地所有者の承諾を得たもの)	自主防災組織支援事業 (避難訓練、視察等)
補助金額	事業実施費用又は50万円のいずれか少ない額	事業実施費用又は5万円のいずれか少ない額	事業実施費用又は100万円のいずれか少ない額	事業実施費用又は10万円のいずれか少ない額
交付回数	1会計年度1回まで ※県等の補助金に該当する場合は、その補助金を優先	1会計年度1回まで	1会計年度1回まで ※複数避難路の整備事業であっても同時申請すれば1回とみなす	1会計年度1回まで



七

川地域おこし協力隊着任！

4月1日、地域おこし協力隊に大阪府出身の太田浩二さん（40歳）が着任しました。「七川ふるさとづくり協議会」に所属し、七川地区の地域活性化、農業支援等に取り組みます。

【総務課 企画財政班】



十年後も地域の皆さんと共に笑って暮せる地域づくり、その為の自身の生活基盤をしっかりとつくりていきたいです。よろしくお願ひいたします。



太田さんの活動の様子

区

長連合会総会開催

4月26日、保健福祉センターで区長連合会総会が開催されました。

総会は、区長間の親睦を深め、官民間での円滑な意思疎通を図るために毎年開催されています。今年は、区長連合会長に中田 定さん（三尾川区長）、同副会長に後 美伸さん（中崎区長）が選出されました。新年度各課の重点事項説明、質疑応答の時間を通して官民・区長間で意見交換が行われ、有意義な会議となりました。今後も町行政へのご協力をよろしくお願いします。

【総務課 総務行政班】



総会の様子

平

成29年度 ふるさと寄付活用状況

ふるさと納税制度は「生まれ育ったふるさとに貢献・応援できる制度」として平成20年度に創設されました。古座川町では平成20年度にスタートして以来、町内外の幅広い方々から多くの善意をいただきました。平成29年度は高池中央公民館の改修により図書室がリニューアルされ、それに伴う公民館図書さらには小学校図書の購入事業に活用しました。町民の皆さんの読書活動がより充実したものになると思います。

なお、ご寄付頂いた寄付金の状況は、現在以下のとおりとなっています。その他の事業への積立金についても、残高の推移及び事業への充用効果等を見極めながら慎重に検討していきたいと考えていますので、これからもご協力等をよろしくお願いします。

事業費明細

小学校及び公民館図書購入事業 2,230,792 円

※「事業指定なし」に対する寄付金より 2,000,000 円を活用

寄付金積立額明細（平成29年度末現在）

古座川の環境保全に関する事業	252,000円
森林整備及び水源かん養に関する事業	952,000円
社会福祉に関する事業	185,000円
教育・文化に関する事業	907,000円
集落の維持活性化に関する事業	1,313,000円
事業指定なし	5,646,932円
合計積立額	9,255,932円
※運用益除く	

【総務課 企画財政班】



Photo page ~運動会~

体育祭



5月19日・20日・26日、高池小学校・三尾川小学校古座中学校において、それぞれ運動会・体育祭が開催されました。

児童・生徒たちは保護者や地域の方々に練習の成果を披露し、それぞれの地域で思い出に残る運動会・体育祭となりました。



Information

後期高齢者医療制度の被保険者証の色が変わります

平成30年7月31日の有効期限満了に伴い被保険者証（以下、「保険証」という。）を更新します。**新しい保険証は『みず色』です。**7月中旬頃から順次郵送する予定となっています。

今回お届けする『みず色』の保険証は7月1日から使用できます。それが届くまでは現在お持ちの保険証「うすい緑色」をご使用ください。「うすい緑色」の保険証は平成30年8月1日以降使用できません。

○ 現在お持ちの保険証「うすい緑色」について

『みず色』の保険証がお手元に届き次第、「うすい緑色」の保険証は、下記問い合わせ先にお越しの際にご返却いただけ、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意のうえ、処分してください。
※平成30年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください（住民税の課税所得が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります）。

（例）

今まで1割だった方が3割負担に変更となる場合
「3割（平成30年7月31日までは1割）」と表示されます。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
姓	氏名
性別	
生年月日	
登録年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	
被保険者番号 及び被保険者名 の名称及び印	
和歌山県後期高齢者 医療広域連合	

↑新しい保険証『みず色』

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
被保険者番号	
姓	氏名
住所	
性別	
生年月日	
登録年月日	
発効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
被保険者番号 及び被保険者名 の名称及び印	
和歌山県後期高齢者 医療広域連合	

↑現在の保険証『うすい緑色』
※8月1日以降使用不可

【住民生活課 住民班】

町税等の納期限		
税目	期別	納期限
町県民税	第1期	平成30年7月2日
介護保険料	第3期	
固定資産税	第2期	平成30年7月31日
国民健康保険税	第1期	
介護保険料	第4期	
後期高齢者医療保険料	第1期	

*納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が加算されます。



【住民生活課 税務班】

お知らせと情報

高池保育所の土曜保育の時間拡大について



高池保育所に入園されている園児については、第1、第3、第5土曜日は11時30分までの希望保育を実施していましたが、本年6月より保育時間を16時30分まで拡大します。なお、従来と同様に、第2、第4土曜日は休所となります。

詳しくは高池保育所または教育委員会までお問い合わせください。

【教育委員会 こども輝き班】

子育て支援出産祝金について

この制度は、出産を祝い、次代を担う子供が心身ともに健やかに育つことができるよう、子育てに要する経費を支援することを目的としています。以下の（1）～（3）のすべての要件を満たす方が対象となります。

- （1）出産した子（注1）を養育する父又は母
- （2）出産以後、引き続き2年以上町内に住所を有する意思があり（注2）、かつ、出産した子と受給資格を有する父又は母が現に居住していること
- （3）受給資格を有する父又は母のいずれにも町税等の滞納がないこと

申請書類は、役場、教育委員会、保健福祉センター、各出張所に備えていますので、出生の届け出日から60日以内に提出をお願いします。

（注1）平成30年4月1日以降に生まれた子が対象となります。

（注2）出産後、2年未満で町外へ転出する場合は返還していただく場合があります。転出される場合は教育委員会へご連絡をお願いします。

【教育委員会 こども輝き班】

7月1日から高池保育所で一時預かりを開始します。

この制度は、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、児童福祉法に規定する一時預かり事業を、古座川町立高池保育所において実施するものです。

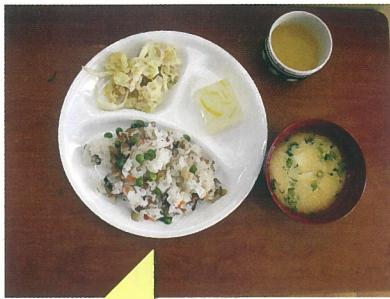
利用を希望する幼児の保護者は、利用日の7日前までに古座川町一時預かり事業利用申込書により、相談と併せて申し込みください。やむを得ず緊急に預かりが必要となったときは、教育委員会（72-3344）または高池保育所（72-0644）までご相談ください。

【教育委員会 こども輝き班】

食推コーナー

食推の事業紹介

食生活改善推進協議会では食にまつわる様々な事業を行っています。今回は小学校高学年を対象とした食育推進事業を紹介します。昨年度は明神小学校の高学年が対象校となり、郷土料理を中心とした調理実習や、保健所の栄養士による食育の講話に加え、かるたや紙芝居を使った食育の授業を受けました。自分たちで作って学び、食べて楽しむ食育となりました。



★ メニュー ★

おまぜ、かきたま汁、さつまいものコロコロサラダ、ゆず寒天

★ゆず寒天 レシピ★

- ①鍋に水・寒天を入れて沸騰させます。
- ②沸騰したら弱火にし、2分程度加熱し、しっかりと寒天を溶かします。
- ③砂糖とゆずマーマレードを入れて、よくかき混ぜます。砂糖が溶けたら火を止めます。
- ④型に流して、粗熱がとれたら冷蔵庫で冷ましてできあがり。
ゆず茶でも作れますよ♪



★ゆず寒天 材料(4人分)★

- ・粉寒天 4g
- ・水 500cc
- ・砂糖 大さじ2
- ・ゆずマーマレード 大さじ3

廣西先生の 健 康寄席



第8回「運動していますか?」

患者さんの中には、血液検査やレントゲン検査、MRIなどの最新の検査を行っても異常がないにもかかわらず、なんとなく体調が悪い、ダルいと訴える方がよくあります。もちろん検査にひっかかるレベルの病気の初期の可能性もありますが、運動不足のような淀んだ生活のなかで生じる体調不良は、生活のリズムを整える以外に改善する方法はないようです。かくいう私もそういう現代人そのもので、疲れると栄養ドリンクを飲んだりして、ちょっとでも元気になろうとあがいているのは、医者のくせにちょっとみっともないなあと思っています。

戦前の子供たちやグアムの横井庄一さんのようにはいかないとしても、健康でいるためにはからだを怠けさせすぎてはいけないようです。スーパーには歩いていく、エレベーターには乗らない、などなど…。定

期的な運動といってもなかなか続かない人が多いと思いますが、わたしは「せめてラジオ体操」と申し上げています。運動不足がちな私も、近所のウォーキングや「せめてラジオ体操」はやるようにしています。運動といってもなかなか機会のない方に、ひとつ手軽で効果的な運動を紹介しておきます。壁に両手について、両足を十分上げて足踏みを二三百回程度行います。大した運動ではないようになりますが、普段運動できていないひとには二三百回でもはじめはんどいはずです。

ちなみに横井庄一さんは日本に帰ってきてから、胃癌を患われた際に、ごく初期になにかおかしいと自分で気づきになったとのことです。鋭敏になった人間のからだは最新鋭の検査にも負けないこともあるという証明ではないかと思います。

【健康福祉課 健康班】



広報こざがわ

●発行・編集 古座川町役場総務課／広報委員会

☎(代)0735-72-0180 FAX 0735-72-1858

6月号 平成30年6月27日発行 ホームページ <http://www.town.kozagawa.wakayama.jp/> Eメール info@town.kozagawa.lg.jp